

会費の賦課基準

1. 賦課基準

(1)均等割り 1事業所当り 2,200円(年額)

(2)規模割り

① 従業員割り(常用従業員者数)

従業員数	月額	年額
3人以下	400円	4,800円
4人～ 9人	1,000円	12,000円
10人～ 29人	2,000円	24,000円
30人～ 49人	3,000円	36,000円
50人～ 99人	5,000円	60,000円
100人～	10,000円	120,000円

(3)見立割(営業所等の経営形態)

① 資本金等

資本金	見立割会費(年額)
1,000万円以下	3,600円
1,000万円超～5,000万円以下	12,000円
5,000万円超～	36,000円

*本社が町外の場合見立割(資本金等)は上記の1/2とする。

- 1) 個人企業の年会費は(1)+(2)、法人企業の年会費は(1)+(2)+(3)とする。
- 3) 特別会員の年会費は一律5,000円とする。

2. 加入金規程

- 1) 加入金については現行の基準どおりとする。(一律5,000円)
- 2) 再加入者からは加入金は徴収しないものとする。

付則：施行年月日 平成30年 4月 1日

- 1) 規模割りの常用従業員者数及び見立割の基準日については前年の12月31日とする。
- 2) 会費の見直しは3年毎とする。